

消費生活センターだより

暮らしのスクラム



光回線サービスの変更は内容をよく理解してから

【事例1】

「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思い、話を聞いた。「この地域は皆、この光回線にしている」と、変更が必要であるように言われ、書類に記入したら、別会社への光回線の申込みだった。

【事例2】

通信事業者を名乗る電話があり、「光コラボの案内です。今より安くなります」と勧誘された。契約したが安くならず、以前より高くなった。

解約を申し出ると工事代金、違約金を請求された。勧誘時にそのような説明を受けていない。

アドバイス

大手通信事業者から光回線を借り受けた光コラボレーション事業者の参入が増え、これらの事業者が提供する光回線サービスについての相談が寄せられています。

- ◎「安くなる」と勧誘されても、他のオプションとセットになった契約の場合、今の料金より高くなる場合があります。
- ◎勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解できない、必要ないと思った場合は、きっぱりと断りましょう。
- ◎光コラボは、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」(※)の対象です。利用者の都合で契約を解除できます。心配なときは、早めに消費生活センターに相談しましょう。

※初期契約解除制度

一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、電気通信事業者の合意なく利用者の都合により契約を解除できる制度です。初期契約解除制度によって契約を解除した場合、契約解除までに利用したサービスの利用料・契約解除までに行われた工事の費用・事務手数料は契約に基づき支払う必要があります。

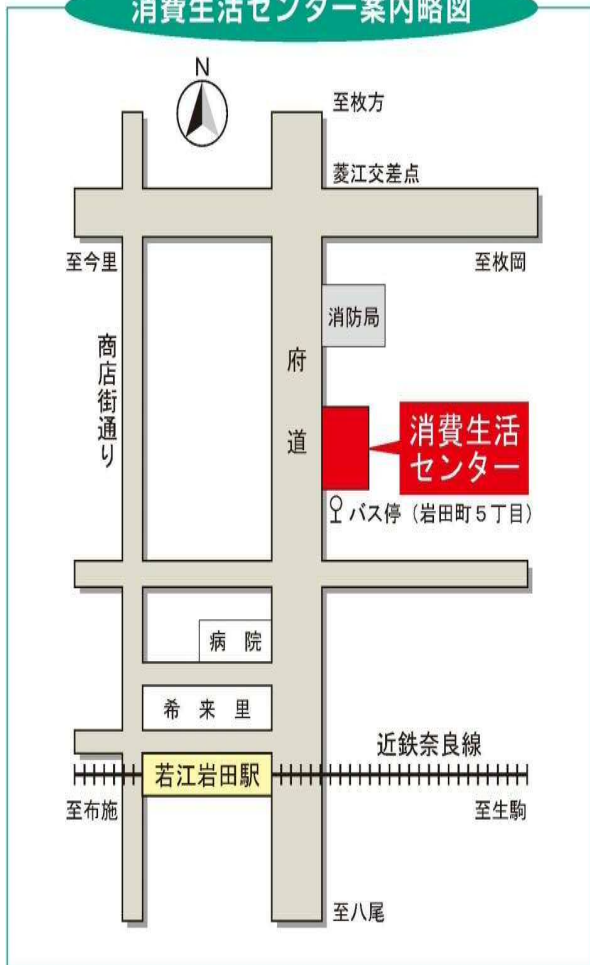


発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110
午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650
午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで

表面もご覧ください!